

所定疾患施設療養費の算定状況について

算定条件

・所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する。

・所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

・所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

・算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

・請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和2年度 所定疾患施設療養費算定状況

令和2年4月～令和3年3月

介護老人保健施設 光苑ケアセンター

年月	件数	病名	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容	処置内容
R2年4月	3件	尿路感染症	4日		投薬	セフゾン100mg	
		尿路感染症	3日		点滴	ソルラクト500ml、ロセフィン1g	
		誤嚥性肺炎	5日		点滴	ソルラクト500ml、ソルデム3A500ml、VB1、VC	
R2年5月	0件						
R2年6月	0件						
R2年7月	2件	誤嚥性肺炎	2日		点滴	生理食塩水100mlとロセフィン1gとソルラクト500ml	
		尿路感染症	3日		点滴	生理食塩水100mlとロセフィン1gとソルラクト500ml	
R2年8月	0件						
R2年9月	0件						
R2年10月	2件	尿路感染症	3日		投薬	セフゾン100mg	
		尿路感染症	7日		投薬	バクタ配合顆粒	
R2年11月	1件	尿路感染症	7日		投薬	ダイフェン配合錠	
R2年12月	1件	肺炎	6日		点滴	生食100mlにロセフィン1g、生食100mlにスルペラゾン1g	
R3年1月	1件	誤嚥性肺炎	3日		点滴	生理食塩水100mlにスルペラゾン1g	
R3年2月	0件						
R3年3月	0件						